

以下の手続き案内は学生宿舎への入居を許可された方が対象です。博士前期課程春学期第3回入試合格者のうち学生宿舎への入居を希望される方は、2025年11月～12月頃に学生宿舎の入居募集を実施予定ですので、その際に入居希望を申し出てください。なお、上記期間に入居希望を申し出た場合の入居始期は2026年4月です。2025年4月からの入居はできませんのでご注意ください。

学生宿舎入居のしおり

2025年度 学生宿舎 入居手続案内(4月入居)

1. 送付物について(2025年4月入学者のみ)

別途以下の2点を入学手続き案内とは別にメールでお送りしておりますので、ご確認ください。

- ・学生宿舎入居選考の結果について(通知)
- ・入居届

2. 入居の辞退について

何らかの理由で学生宿舎への入居を辞退する場合は、**2025年2月13日(木)**までに教育支援課学生支援係に辞退する旨を必ずご連絡ください。

なお、予定どおり学生宿舎に入居する場合は連絡不要です。

3. 提出物について

①「授業料・学生宿舎寮費口座振替依頼書」

新入生:授業料と学生宿舎寮費は同一の口座から引落されます。「授業料・学生宿舎寮費預金口座振替依頼書」は、オンラインによる入学手続き時に入力してください。オンライン登録完了後、マイページからダウンロードし、他の入学手続き書類とあわせて郵送してください。

在学生:授業料と学生宿舎寮費は同一の口座から引落されますが、再登録が必要です。指定の用紙をお渡しますので、附属図書館1階学生支援係窓口までお越しください。「授業料・学生宿舎寮費預金口座振替依頼書」〈記入要領〉を参考に記入の上押印し、**4月1日(火)**までに教育支援課学生支援係に提出してください。

※記入時の注意事項

＜ゆうちょ銀行の場合＞

「払込科目」の「授業料」及び「学生宿舎寮費」の「申込」欄に【○】を付してください。

＜ゆうちょ銀行以外の金融機関の場合＞

「振替科目」の「授業料」及び「学生宿舎寮費」の「申込」欄に【○】を付してください。

②入居届

事前に必要事項をご記入の上、**4月1日(火)**に本学ミレニアムホールにてご提出ください。入居届と引き換えに鍵をお渡します。

4. 入居説明会の開催について

学生宿舎に入居していただく前に、入居説明会を行います。説明会では、居室番号のお知らせ、居室の鍵(2本)の引き渡し、ならびに入居に関する詳細な説明を行いますので、必ずご出席ください。

■ 日時:2025 年 4 月 1 日(火)

9:30～10:00 開場及び受付

10:00～11:00 説明会

11:00～12:00 鍵・学生証の受け取り

■ 場所:本学ミレニアムホール
(本紙 P16 構内配置図参照)

■ 持参物

・入居届

事前に必要事項をご記入の上、説明会終了後、鍵受け渡し時に受付にお渡しください。

なお、居室番号は当日会場でお知らせしますので空欄のままで結構です。

・学生宿舍入居のしおり

当日は本しおりを配布しませんので、必要に応じて紙かデータにて参照できるよう、ご準備ください。

5. 学生宿舍への入居について

原則、居室番号については鍵の受け渡しまでお知らせできません。

※引っ越し業者には以下の住所をお伝えください。居室番号は上記日時にお伝えしますので、引っ越し荷物は 4/1 の部屋番号確認時刻以降に到着するように手配をお願いします。

〒630-0101 奈良県生駒市高山町 8916 番地の 5 学生宿舍

※鍵の受け渡し前に引っ越し荷物を保管する場所がありませんので、引っ越しは鍵の受け渡し以降に行うようにしてください。なお、既に入居している方の迷惑となりますので、早朝や22時以降の引っ越し作業は行わないようお願いいたします。

6. 引っ越し用車両用スペースについて

引っ越し用車両用スペースについては当日配布資料にて案内予定です。各棟の前いくつか準備予定ですが、数に限りがありますので譲り合ってください。

7. 駐輪場について

学生宿舍に自転車・バイクを駐輪される方は、以下のフォームからご回答ください。なお、本フォームは入学オリエンテーション終了後から使用可能です。

<https://forms.office.com/r/aNhbm5Vh9b>

【本件お問い合わせ先】

奈良先端科学技術大学院大学 教育支援課学生支援係

窓口取扱時間:平日 8:30～12:00、13:00～17:15

TEL:0743-72-5920 E-mail:shien@ad.naist.jp

学生宿舎入居のしおり(2025 年 4 月版)

1. 学生宿舎の管理運営

本学の学生宿舎は、学生に良好な勉学の環境を提供することを目的として設置された施設であり、奈良先端科学技術大学院大学学生宿舎規程に基づいて管理運営されています。学生宿舎に関する事務は教育支援課学生支援係で行います。

連絡先:教育支援課学生支援係

- 外線電話:0743-72-5920
- 学内内線電話:8923
- 宿舎内線電話:2000
- E-mail:shien@ad.naist.jp
- 窓口取扱時間:平日 8:30~12:00、13:00~17:15

2. 住居表示

学生宿舎の住居表示は、次のとおりです。

〒630-0101 奈良県生駒市高山町8916番地の5 学生宿舎 〇 - 〇〇〇 号室

棟番号 居室番号

(シェアタイプは9 - 〇〇〇 - 〇号室)

棟番号 居室番号

3. 転入手続

学生宿舎入居後、生駒市に転入届を提出してください。

生駒市役所 (最寄駅:近鉄生駒駅)	〒630-0288 生駒市東新町 8-38	TEL:0743-74-1111
----------------------	--------------------------	------------------

4. 入居の許可期間

入居の許可期間は標準修業年限(博士前期課程は2年間、博士後期課程は3年間)内です。

博士後期課程へ学内進学する方で継続して入居を希望する場合は、あらためて入居申請を行い、許可を受ける必要があります。

※休学する際は一旦学生宿舎を退去していただきます。また、ダブル・ディグリー・プログラムに関する協力協定に基づきプログラムに参加する学生の入居の許可期間は上記の限りではありません。詳しくは教育支援課学生支援係までお問い合わせください。

5. 建物への出入及び居室への入室

①入居の際に居室の鍵(2本)*をお渡しいたしますので、入居期間中は入居者が責任をもって管理してください。なお、鍵の複製は絶対にしないでください。

②鍵を紛失・破損した場合、すぐに教育支援課学生支援係に届けてください。紛失の場合は防犯上、シリンダー取替え費用(9,900 円)*を、破損の場合は修理費を弁償していただきます。

③学生宿舎各単身棟入口のロックは、学生証または居室の鍵で解除できます。

※シェアタイプは玄関の鍵(1本)及び居室の鍵(1本)をお渡しします。また、シリンダー取替え費用は玄関 11,000 円、居室 9,900 円です。

6. 居室の設備等

学生宿舍の施設、設備等は次のとおりです。

これ以外のもので日常生活に必要なものは、入居者で用意願います。

区分(居室面積)	設 備 等
単身用宿舎 (13 m ²)	○個室(洋室・トイレ)、机、椅子、ワゴン、書棚、ベッド、ロッカー、ミニキッチン(1 ロガスコンロ)、LED照明、LED照明用リモコン、 エアコン 等。 ○共用施設として、各棟の1階にラウンジ、各階に浴室、ランドリー室等。
シェアタイプ宿舎 (9～10 m ²)	○個室、机、椅子、ワゴン、書棚、ベッド、クローゼット、エアコン、LED照明、LED照明用リモコン等。 ○共用施設・設備として、ダイニングキッチン、洗面所、脱衣室、シャワールーム、トイレ、食器棚、ダイニングテーブル、ダイニングチェア、シューズボックス、照明機器、エアコン、IHクッキングヒーター、洗濯機、冷蔵庫、電子レンジ、ポット等。
夫婦用宿舎 (36.98～41.45 m ²)	○1LDK(和室 4.5 畳、洗面所、脱衣室、浴室、トイレ)、机、椅子、ロッカー、ワゴン、チェスト、書棚、食器棚、ダイニングテーブル、ダイニングチェア、照明機器、シューズボックス、エアコン、ガスコンロ、洗濯機等。
家族用宿舎 (51.56 m ²)	○2LDK(和室 6 畳、洋室約 5 畳、洗面所、脱衣室、浴室、トイレ)、机、椅子、ワゴン、書棚、食器棚、ダイニングテーブル、ダイニングチェア、シューズボックス、照明機器、エアコン、ガスコンロ、洗濯機等。

※ テレビ用アンテナ口及び LAN ポートは全居室に付いています。

※ マットレスが必要な方は各自で準備してください。また、退去時には各自が責任を持って処分(大型ゴミ扱い)してください。

7. 学生宿舍ネットワークの利用

学生宿舍の居室内でインターネットを使用する際は契約が必要です。契約方法等は鍵のお渡し時に別途連絡します。

8. 寮費等

区 分	寄宿料(月額)※1	共益費(月額)※2	光熱水料 ※3	駐車場料金	インターネット回線
単身用宿舎	7,900円	5,100円	各自負担	1,250円	1,650円
シェアタイプ宿舎	6,800円	5,300円	同上		
夫婦用宿舎	13,900円	3棟 700円 8棟 1,400円	同上		
家族用宿舎	16,200円	1,400円	同上		

※1. 入居又は退去する月の寄宿料は、その月の入居日数に関わりなく1ヵ月分です。
(日割り計算はできません)

※2. 学生宿舍内の共用部分の光熱水料、消耗品、清掃等(外部の業者に委託)、口座振替に係る経費等です。

※3. 光熱水料(各居室分)各居室使用分(シェアタイプは全居室使用分)の電気料金、水道料金は毎月検針を行い、その使用量に各月の単価を乗じて計算し翌月各入居者に請求(シェアタイプ

は入居者数で按分した額を請求)します。ガスは別料金(「11. ガスの使用(開栓)契約」参照)です。

◎寮費(寄宿料、共益費及び居室使用分電気・水道料)については、入居者の預金口座より毎月27日(但し、当日が銀行休業日の場合は、翌営業日)に口座振替でお支払いいただきます。つきましては、毎月事前にお知らせします必要額を振替日の前日までに、口座の残高を確認しておいてください。なお、学生宿舍寮費は授業料と同一の口座から引き落とされます。

【引落の例(4月入居の場合)】

4/28 第1回目口座振替 4月分寄宿料・共益費(13,000円)

5/27 第2回目口座振替 5月分寄宿料・共益費(13,000円) + 4月居室使用分電気・水道料

⇒以後毎月27日に「寄宿料・共益費 + 前月居室使用分電気・水道料」を口座振替

※寮費を2ヶ月以上滞納し、督促を受けてもなお納付しない場合は退去の対象となりますので十分ご注意ください。

9. 入居用荷物の搬入

本学には、本人が入居するまでの間、入居の際の荷物を管理保管しておく場所がありません。荷物は入居可能日以降、各自の責任(本人荷受け立会いを含む)のもとに搬入してください。また、入居者の迷惑となりますので、早朝や22時以降の引っ越し作業は行わないでください。なお、単身用宿舍の玄関ドアはオートロック方式で、開放状態にすると警報ブザーがなる仕組みになっていますが、引っ越しの時のみ開放状態にしても構いません。

10. 電話

各居室には、宿舍内線として無料利用できる電話機を設置しています。この電話機は単身棟1階玄関のインターホン及び教育支援課学生支援係(内線2000番 時間外・休日は防災センターに転送)との連絡用として設置されていますので、電話線を抜かないようにお願いします。

各居室の内線番号は、次のとおりです。

例: 学生宿舍2棟101号室 → 「2101」

学生宿舍9棟101-1号室 → 「9111」

11. ガスの使用(開栓)契約

各居室のガスの使用については、入居者の個人契約となりますので、ガスの使用を希望する方は、ガス会社に連絡して開栓手続きをしてください。また、「ガス漏れ警報器」を必ず取り付けてください。なおシェアタイプはオール電化のためガスの使用はできません。

連絡先: 大阪ガス フリーダイヤル 0120(5)94817

12. 退去手続

退去を希望される方は、退去予定日の2週間前までに退去申請書類を教育支援課学生支援係に提出してください。なお、標準修業年限に達し、自動的に退去となる入居者には、教育支援課学生支

援係から別途、退去手続等についてお知らせします。

13. 個人情報の取扱いについて

学生宿舍の円滑な運営を行うため、以下のとおり情報を提供しております。別紙「入居届」において、情報提供に関する同意・不同意の意思表示をお願いします。

① 学生宿舍駐車場運営委員会

学生宿舍の駐車スペースの運用については入居者有志で構成する学生宿舍駐車場運営委員会で行っております。その管理運営のため同委員会に情報を提供する場合があります。なお、情報提供に不同意の場合は、学生宿舍の駐車スペースの割当及び敷地内への自動車の乗り入れが出来ません。

◎提供するデータ:居室番号、氏名、フリガナ、入居期間

② 郵便局及び宅配業者

郵便物の円滑な配達業務に寄与するため、郵便局に入居者名簿を提供しています。また、郵便局や宅配業者による宅配先の問い合わせがあった際にも、入居の有無や居室番号を通知しています。なお、情報提供に不同意の場合は、宿舍へ郵便物は届きません。また、宅配業者の問い合わせがあった際にも「当室には入居していません」と回答いたします。

◎提供するデータ:居室番号、氏名

③ シェアタイプ宿舍の同居人

入居開始日が異なる同居予定者に対して、事前に大学から付与される電子メールアドレスを提供します。学生宿舍 9 棟はシェアタイプのため、入居時の到着日時連絡等を入居者間でとりあっていただき、円滑に入居開始できることを目的としています。

◎提供するデータ:居室番号、入居者氏名、メールアドレス

○ 学生宿舍における生活上の注意事項

入居者は、学生宿舍規程を遵守するとともに、次に掲げる各事項について心掛け、他人に迷惑をかけないようにお願いします。また、学生宿舍内に掲示する各種注意事項を遵守してください。

14. 入居者への連絡

学生宿舍に関する連絡等は、重要事項も含め大学から付与される電子メールアドレス宛に行います。必ず電子メールをチェックしてください。

15. 緊急時の対応等

- ① 火災を発見したときは、直ちに近くの火災報知器の発報ボタンを押して周りの入居者に知らせるとともに、消防署(119番)及び以下の連絡先に通報してください。また、その他の緊急時も以下の連絡先に通報してください。

連絡先		電話番号	
		学生宿舎内線	外 線
平日 8:30-17:15	教育支援課(事務局棟1F)	2000番	72-5920番
夜間・土日祝日	防災センター(事務局棟1F)	2000番	72-5048番

※室内に設置の電話では、119番はつながりません。2000番にご連絡ください。

②バルコニーは非常時に避難経路となりますので、避難の妨げとなる大きな物品等を置かないでください。

③避難経路として、単身用宿舎には通常使用する階段のほかに、以下の場所に非常階段があります。ただし、不審者侵入の恐れがありますので、非常時以外は絶対に使用しないでください。

学生宿舎1	101、201、301、401、501号室の西側
	118～119、218～219、318～319、418～419、518～519号室の間
学生宿舎2	120、220、320、420、520号室の北側
学生宿舎4	ランドリー室西側
学生宿舎5	116、216、316、416、516号室の北側
学生宿舎6	112、212、312、412、512号室の西側
学生宿舎7	112、212、312、412、512号室の西側

16. 居室

①各居室内(特に単身用)での火気の取扱い(暖房器具、ガスコンロ、湯沸器の使用等)の際には一酸化炭素中毒等を防ぐために必ず換気を行ってください。単身用及びシェアタイプ宿舎での灯油を使用する暖房器具の使用は禁止します。

②戸締まりは厳重にしてください。

③化学薬品その他の危険物を持ち込まないでください。

④居室を入居者間で勝手に交換しないでください。また、入居者以外の方に転貸しないでください(判明した場合は退去の対象となります)。

⑤居住以外の目的に使用しないでください。

⑥居室の壁は防音工事等を施しておりません。楽器、ステレオ、テレビ等の音量を大きくする、大声を出す、友人と騒ぐ、通話する、その他騒音等で他の入居者に迷惑をかけないでください。また、深夜(22時以降)から早朝にかけては可能な限り音を出さないように注意してください。

⑦単身用宿舎で湯沸器の設置を希望する場合は、教育支援課学生支援係へご相談ください。なお、入居の際に前入居者が残した湯沸器があり不要な場合は、入居後2週間以内に教育支援課学生支援係に申し出てください。申し出のない限り入居者の私物として取り扱い、メンテナンスやその後の撤去などは各自が責任を持って行ってください。

また、退去の際には湯沸器を残されたままでも構いませんが、退去後2か月以内に次入居者が撤去を希望される場合は、撤去費用をご負担いただきますので、ご注意ください。

⑧壁面その他建物に工作を加えないでください。加えた場合は、入居者の負担で補修していただきます。

⑨単身用宿舍の各居室玄関上に換気窓(1棟を除く)がありますが、勢いよく閉まりますので指を挟まないように注意してください。

⑩フロアが傷みますので、土足で上がらないでください。

⑪居室内で喫煙される場合は、換気に十分注意をしてください。

退去点検時に壁の臭い、黄ばみなどあった場合には、清掃代、壁のクロスの張替代を入居者に負担していただく場合があります。シェアタイプ宿舎では全面禁煙です。

17. 共用施設

共用施設の利用にあたっては、入居者が互いに共有する空間・設備であることを心がけ、備品を無断で移動したり、居室内に持ち込んだり、他の入居者の利用に支障をきたすような行為は絶対にしないでください。なお、1棟3～5階、2棟5階、7棟5階、9棟(西側)1～5階は女性専用フロアとして区分されています。男性は女性専用フロアに立入禁止となっていますのでご注意ください。また、共用施設においては全面禁煙です。

① 快適な利用のため、整理整頓を心がけてください。

② 共用スペース(単身用宿舎)は入居者全体の共益費で運用されています。節水・節電にご協力をお願いします。

③ 浴室・シャワールーム利用上の注意

(単身用宿舎)

各階にユニット型の浴室を設置しています。浴室内の用品(シャンプー・石鹸など)は各自が用意し、使用後は必ず居室内に持ち帰るようにしてください。なお、使用後は清潔維持に努め、浴室の洗浄、換気などを行ってください。

(シェアタイプ宿舎)

シャワールーム内の用品(シャンプー・石鹸など)は各自が用意してください。なお、使用後は清潔維持に努め、シャワールームの洗浄、換気などを行ってください。

④ランドリー利用上の注意(単身用宿舎のみ)

浴室と同じように各階にランドリー(洗濯機、乾燥機(1回60分100円))を設けています。深夜(22時以降)から早朝にかけての利用はランドリー付近の入居者の迷惑になりますので避けてください。また、使用後は他の入居者の使用に支障がないよう、ゴミを取るなどして清潔維持に努めてください。

⑤ラウンジ(単身用宿舎のみ)

単身用宿舎1階に設置されているラウンジは、当該学生宿舎の入居者が使用できます。

使用する場合は、必ず使用前に、ラウンジ入口横の「ラウンジ予約表」に記入してください。

深夜(22時以降)から早朝にかけて使用する際は、周辺の入居者に配慮するよう十分ご注意ください。

18. 入居者以外の宿泊禁止

居室内には、入居者以外の宿泊を禁止します(判明した場合は退去の対象となります)。

19. 外泊、旅行等

長期(3ヶ月以上)にわたる外泊、帰省、旅行または一時的な帰国などにより居室を不在にする場合

は、事前に教育支援課学生支援係にお申し出ください。

20. 衛生管理

①各居室内

居室の清掃は、各入居者が行い、清潔維持に努めてください。また、調理する場合は、臭気が充満し、固着することのないように、必ず換気扇を使用し、換気扇は定期的に清掃してください。

②共用部分

共用部分(単身用:浴室、ランドリー室等、シェアタイプ:シャワールーム、トイレ、ダイニングキッチン等)の清掃は、大学が委託した清掃業者が実施していますが、入居者も清潔維持を心がけてください。

③結露・カビ防止等

- ・小窓や換気窓を利用し、こまめに換気を行ってください。また、壁面、天井等に水滴が発生した場合は、直ちに拭き取るなどカビ等の防止に努めてください。
- ・洗濯物の室内干しはできる限り控えてください。
- ・床(畳)にキズ及び汚れを付けないよう気を付けてください。

④動物の飼育の禁止

学生宿舎内では、犬、猫、小鳥等の動物を飼うことはできません(判明した場合は退去の対象となります)。

⑤ゴミの処理

- ・ゴミの収集は、生駒市が分別収集方式で回収しています。入居者は、燃えるゴミ・資源ゴミ等に分別して、定められた日に収集場所へ出してください。
- ・休日の場合、ゴミ収集が行われないことがあります。行われない場合は、次の収集日までゴミを出さないようにしてください。また、ゴミの収集日等は変更される場合があります。
- ・燃えるゴミは長時間放置しておくとは衛生上好ましくないため、収集日前日の夜から当日の午前7時00分の間に収集場所に出してください。

燃えるゴミ	資源ゴミ		
	ビン・缶・ペットボトル・ 割れ物・有害ゴミ	プラスチック製 容器包装	雑誌・段ボール
毎週 月・木曜日	毎月第1・3水曜日	毎週火曜日	毎週 月・木曜日

- ・燃えるゴミの回収は必ず**有料**の指定袋(黄色)に入れて出してください。
- ・プラスチック製容器包装・ビン・缶・ペットボトル・割れ物・有害ゴミは市販の透明または半透明の袋に入れて出してください。※燃えるゴミは入れないでください。
- ・雑誌・段ボールは品目ごとにひもで束ねて出してください。※雨の日に出すのは控えてください。
- ・大型ゴミ・燃えないゴミの回収は、一部**有料**です。

【回収までの流れ】

1. 生駒市大型ゴミ受付センター(0120-0743-53 または 0743-85-5374)に電話申し、受付番号を入手してください。
2. 指定袋に入る大きさのものは指定袋に入れ、大型で入らない物は大型ゴミ処理券を購入して廃棄する物に直接貼ってください。
3. 大型ゴミ置き場は施錠されていますので、教育支援課学生支援係窓口まで鍵を受け取りに来てください。

・不要な冷蔵庫、テレビ、エアコン、洗濯機については、家電リサイクル法により、パソコンはPCリサイクル法により、リサイクルが義務づけられています。生駒市発行の「ごみガイドブック」等をご参照の上、所定の処理をしてください。

※ゴミに関する分別・処理方法については生駒市発行の「ごみガイドブック」及び「ごみ収集日程表」を厳守してください。

※指定袋・大型ゴミ処理券は学内コンビニエンスストアで販売しています。

21. 居室等への立ち入り

防火対策上、消防法等関係法令の定めるところにより、本学職員、ガス会社の職員、消防関係者等が、ガス検知器、煙感知器等の機能検査のため、宿舍内の設備室や居室に立ち入る場合があります。検査を実施する場合は事前にメール等にてお知らせします。

また、火災、地震、ガス爆発、漏水等その他緊急事態が発生した場合は、入居者の同意を得ずに、居室に立ち入ることがあります。

22. 設備・備品等の弁償

学生宿舍の施設、設備、備品等を故意又は過失によって汚損、破損、若しくは滅失した場合は弁償(※1)していただきます。退去点検時に見つかった破損等は退去者の責任になりますので、入居時に破損等があった場合はすぐに教育支援課学生支援係にお申し出ください。

なお、居室内の消耗品の交換は各入居者の負担になります(※2)。

※1. **修繕費(目安)**:壁クロスの張替え:約4万円、フロア張替え:約4万円、窓ガラス交換:約3万円、トイレ清掃6千円、キッチン清掃:8千円、バルコニー清掃:6千円、LEDカバー交換:約4千円、LEDリモコン交換:約4千円

※2. **照明器具**:電球・蛍光灯は各入居者の負担で更新してください。電気店等で購入いただくか、学内コンビニエンスストアでもお取り寄せ可能です。

23. 郵便物

入居者宛の郵便物の宛先は、必ず「2. 住居表示」に記したとおりにしてください。

郵便物の住居表示が公用郵便物と紛らわしいものとなっている場合は、教育支援課において開封することがあります。また、住居表示に不備のある郵便物は、郵便局から差出人に返送されることになりますのでご注意ください。

24. 宅配便等

宅配便等を利用する場合は、各自で確実に受け取れるように手配してください(研究室宛に配達してもらう、時間指定で配達してもらう、宅配便ロッカー(PUDO ステーション)、コンビニエンススト

アでの受取サービスを利用する等)。置き配を利用する場合によるトラブルや紛失に関する問い合わせはご自身で配送業者に連絡してください。荷物を受け取る時は、自分宛の荷物であることを確認し、もし間違った荷物を取ってしまった場合は、すぐに元の場所に戻してください。

25. 駐車スペースの利用

(詳細については学生宿舎駐車場運営委員会(E-mail: dorm-park-ml@is.naist.jp)にお問い合わせください)

学生宿舎前の駐車スペースは、入居者で構成する学生宿舎駐車場運営委員会がこれを管理・運営しています(年2回、抽選で各自の駐車スペースを決定します。抽選時期は例年4月下旬と10月下旬です。抽選については、メール等で連絡があります。)ので、利用者は委員会の指示に従ってください。

また、駐車スペース利用の際には、次の点について十分注意願います。

- ① 宿舎区域内を往来するときは、歩行者に注意し、徐行すること。
- ② 周囲の迷惑となる騒音を出さないこと(エンジンの空ふかし等)。
- ③ 駐車スペース内での盗難、事故等について、大学側は一切責任を負いません。盗難防止措置は各自で行ってください(貴重品を車内に置かない等)。
- ④ 学生宿舎の駐車スペースにおける車庫証明が必要な方は、教育支援課学生支援係までお越しください。

※ 定められた駐車スペース以外の宿舎区域内での駐車は禁止です。外周道路にも駐車しないでください。緊急車両等の通行の妨げになりますので、無断駐車を発見した場合、張り紙による警告及び車両番号の公表を行い、その後移動しない場合は法的措置を講ずる他、退去等の処分を検討します。

26. 駐輪場の利用

学生宿舎内には、入居者のための駐輪場が設置されています。単車及び自転車を利用される入居者は、学生宿舎駐輪場利用届出書を教育支援課学生支援係に提出してください。入学後、以下のフォームから申請できます。

<https://forms.office.com/r/aNhbm5Vh9b>

利用届出書を提出した入居者には、駐輪場利用ステッカーを発行します(利用届出書は教育支援課学生支援係にあります。駐輪場利用ステッカーは、単車及び自転車後部の目に付く部分に貼り付けてください)。

なお、ステッカーを貼っていない、または有効期限の切れたステッカーを貼っている単車及び自転車は放置物と見なし、撤去の対象となります。学内進学をされる方は、教育支援課学生支援係にて更新の手続きを必ず行ってください。

また、退去時には放置せず必ず撤去してください。

※ 駐輪場内での盗難、事故等については、大学側は一切責任を負いません。盗難防止措置は各自で行ってください(U字ロック等で二重に施錠する、カバーをかける等)。

※ 学生宿舎入居者については、高山駐輪場(大学北側の高山サイエンスタウン駐車場内にある駐輪場)の利用は認めておりませんので御留意ください。

27. 負傷・病気等

けがや中毒等で応急処置が必要な場合や他医療機関へ紹介が必要な場合は、保健管理センターへ連絡又は受診してください。

保健管理センター診察室受付	TEL:0743-72-5108
教育支援課学生支援係	学生宿舎内線:2000

夜間・休日は以下の施設に電話の上、診察を依頼してください。

【内科及び小児科】

病院名	所在地・連絡先	備考
生駒メディカルセンター 休日夜間応急診療所	生駒市東新町 1-3	※受診前に必ず電話すること。
	0743-75-0111	
	最寄駅:生駒駅	

【外科・内科系】

5つの病院による輪番病院制で外科系応急診療と内科系応急診療(内科系応急診療は休日夜間応急診療所の診療時間外の時間について)を実施しています。

当日の担当病院については、自動音声案内(電話番号 0743-74-5600)で確認のうえ、必ず当該病院へ電話で連絡し、受診してください。

		病院名	所在地・連絡先
1	生駒市	倉病院	生駒市本町 1-7
			0743-73-4888
			最寄駅:生駒駅
2		阪奈中央病院	生駒市俵口町 741
			0743-74-8660
			最寄駅:生駒駅から奈良交通バス「俵口阪奈中央病院」下車
3		白庭病院	生駒市白庭台 6-10-1
			0743-70-0022
			最寄駅:白庭台駅
4	奈良市	西奈良中央病院	奈良市鶴舞西町 1-15
			0742-43-3333
			最寄駅:学園前駅
5		奈良西部病院	奈良市三碓町 2143-1
			0742-51-8700
			最寄駅:東生駒駅から奈良交通バス「帝塚山大学前」下車

整形外科、皮膚科、眼科、耳鼻咽喉科、産婦人科、歯科などの医療機関については、保健管理センターによる紹介や、保健管理センター前に常置しているパンフレットを参考にしてください。

○ 学生宿舎規程

28. 奈良先端科学技術大学院大学学生宿舎規程(令和7年2月1日現在)

平成16年4月1日

規程第 28 号

(趣旨)

第1条 この規程は、奈良先端科学技術大学院大学学則(平成16年学則第1号)第

71条第2項の規定に基づき、学生宿舎の管理運営に関し必要な事項を定める。

(学生宿舎の目的)

第2条 学生宿舎は、学生に勉学と生活の場を提供し、修学上の便宜を与えることを目的として設置する。

(区分及び室数)

第3条 学生宿舎の区分、室数等は、次のとおりとする。

区 分	ユニット数	室 数
単 身 用 学 生 宿 舎	—	559室
夫 婦 用 学 生 宿 舎	—	50室
家 族 用 学 生 宿 舎	—	10室
シェアタイプ学生宿舎	30ユニット	90室

(管理運営)

第4条 学生宿舎の管理運営責任者は、学長とする。

2 学生宿舎の管理運営に関する基本的事項及び重要事項については、教育推進機構に置く教育推進会議(以下「会議」という。)の審議を経て、学長が決定する。

(入居資格)

第5条 学生宿舎に入居することができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 奈良先端科学技術大学院大学(以下「本学」という。)の博士前期課程及び博士後期課程の学生

(2) 本学の研究生、特別聴講学生及び特別研究学生のうち外国人留学生

(3) その他学長が適当と認めた者

(入居願)

第6条 入居を希望する者は、入居願に必要な書類を添えて、学長に願い出なければならない。

(選考及び許可)

第7条 学生宿舎を貸与する者の選考及び許可は、会議の審議を経て、学長が行う。

(在居期間)

第8条 在居できる期間は、在居する学生の標準修業年限の範囲内において、あらかじめ学長が指定した期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する学生の在居できる期間は、当該各号に掲げる範囲内において、学長が指定した期間とすることができる。

(1) 本学と外国の大学との間で締結するダブル・ディグリー・プログラムに関する協力協定(以下この号において「協定」という。)に基づきプログラムに参加する学生 協定で定められたプログラム期間の範囲内

(2) 入国制限その他本人の責めに帰することができない事由により入学後渡日できず、修了に必要な研究指導等を十分に受けられなかったため標準修業年限を超えて修業する学生 標準修業年限に入学後渡日できなかった期間を加えた期間を超えない範囲内

(入居手続及び許可の取消し)

第9条 入居を許可された者は、所定の期間内に入居手続を行い、入居しなければならない。

2 入居を許可された者が、正当な理由なく入居しないとき又は第6条の規定により提出した書類に偽りがあることが判明したときは、学長は入居の許可を取り消すことができる。

(寄宿料の額)

第10条 寄宿料として次の額を徴収する。

区 分		単 位	金 額(月額)	
			寄宿料	駐車場料
寄宿料 (月額)	単身用学生宿舍	1室当たり	7,900円	1,250円
	夫婦用学生宿舍	1室当たり	13,900円	
	家族用学生宿舍	1室当たり	16,200円	
	シェアタイプ学生宿 舎	1室当たり	6,800円	

(寄宿料の納付)

第11条 学生宿舍に入居した者(以下「入居者」という。)は、入居の月から退去の月までの間、寄宿料等を毎月所定の期日までに納付しなければならない。

2 在居する年度の寄宿料等は、前納することができる。

3 月の中途において入居し、又は退去した者のその月の寄宿料等については、1月分を徴収する。

4 納付済の寄宿料等は、返還しない。

(寄宿料の免除)

第12条 特別な事情により寄宿料の納付が著しく困難であると認められる者には、寄宿料を免除することができる。

2 寄宿料の免除に関し必要な事項は、奈良先端科学技術大学院大学入学料、授業料及び寄宿料の免除等に関する規程(平成16年規程第23号)に定めるところによる。

(光熱水料等の負担)

第13条 入居者は、学生宿舍内で生活のために使用する光熱水料その他の経費を負担するものとする。

(施設等の保全)

第14条 入居者は、学生宿舍の施設等の適正使用、環境保全及び防災等に留意するとともに、学長が行う管理上必要な指示に従わなければならない。

2 入居者は、故意又は過失により施設等を滅失、破損又は汚損したときは、その状況により原状回復に必要な経費を弁償しなければならない。

(退去)

第15条 退去を希望する者は、あらかじめ学長に願い出て、その承認を受けるものとする。

2 入居者が、修了、退学、除籍又は転学等により、本学の学生としての身分を失ったとき又は入居許可期間が満了したときは、退去しなければならない。

3 入居者が次の各号のいずれかに該当するときは、学長は退去を命ずることができる。

- (1) 寄宿料又は光熱水料等の経費を滞納し、督促を受けてもなお納付しないとき。
- (2) 長期間の療養を要する疾病等により、宿舍生活が不相当と認められたとき。
- (3) 停学、休学又は留学等により、長期間にわたり本学における修学が不可能となったとき。
- (4) 故意又は重大な過失により、宿舍又は他の入居者に対して著しい迷惑又は損害を及ぼす行為があったとき。
- (5) その他この規程に違反するなど、学生宿舍の管理運営に著しく支障をきたす行為があったとき。

(点検)

第16条 退去する者は、居室の設備等について、学長が指定する者の点検を受けなければならない。

(入居者以外の者の宿泊)

第17条 入居者は、学生宿舍に入居者以外の者を宿泊させてはならない。

(事務)

第18条 学生宿舍の事務は、事業推進部教育支援課が行う。

(補則)

第19条 この規程に定めるもののほか、学生宿舍の管理運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 旧奈良先端科学技術大学院大学学生宿舍規程第7条の規定において学生宿舍に入居を許可された学生は、この規定の施行日に第7条の規定により許可された学生とみなす。

3 前項の許可された学生の在居期間は、旧奈良先端科学技術大学院大学学生宿舍規程第8条の規定において指定された期間とする。

附 則

この規程は、平成18年11月15日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成19年7月26日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年5月18日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する

○ 大学構内配置図

